

元年市長提出第40号議案

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部改正について

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年9月20日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成31年瀬戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の規定による瀬戸市土地利用調整条例（平成10年瀬戸市条例第29号）の改正規定中次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(意見聴取等) 第7条 <省略> 2及び3 <省略> <u>4 事業者のうち太陽光発電設備の新設又は増設を行うもので、瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第11条の規定による意見聴取等を行ったものは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、行われた意見聴取等は本条例に基づく意見聴取等の手続とみなす。</u>	(意見聴取等) 第7条 <省略> 2及び3 <省略> <u>4 事業者のうち太陽光発電設備の設置を行うものは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例に基づき意見聴取等を行うものとし、行われた意見聴取等は本条例に基づく意見聴取等の手続とみなす。</u>

附則第2項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に実施されている設置事業及び許可等の申請

等がされている設置事業については、この条例の規定は適用しない。ただし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第9条第1項の規定による経済産業大臣の認定の申請又は同条第3項の規定による経済産業大臣の認定（みなし認定（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）附則第4条第1項、第5条第3項及び第6条第3項の規定により法第9条第3項の認定を受けたものとみなされるものをいう。）を含む。）のみがされた設置事業を除く。

附則に次の1項を加える。

（瀬戸市土地利用調整条例の一部改正に係る経過措置）

- 4 改正後の瀬戸市土地利用調整条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた同条例第6条第3項の規定による申請から適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、関連する既存の条例との適用範囲に関し必要な事項を定めるため必要があるからである。